

令和5年 No.50

○東京学芸大学論叢出版規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

投稿有資格者の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年11月22日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学論叢出版規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年11月24日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和5年規程第33号

東京学芸大学論叢出版規程の一部を改正する規程

東京学芸大学論叢出版規程（令和5年規程第18号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学論叢出版規程の一部改正について

改正理由：投稿有資格者の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="293 355 365 384">〔省略〕</p> <p data-bbox="241 432 311 461">(投稿)</p> <p data-bbox="199 472 1133 619">第3条 論叢は、本学の各学系、教職大学院、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構の専任教員、<u>特任教員、特命教員及び専門研究員</u>の論文を掲載する。ただし、未発表のものに限る。</p> <p data-bbox="293 667 365 695">〔省略〕</p> <p data-bbox="275 746 358 775"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="226 783 757 812"><u>この規程は、令和5年11月24日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1272 355 1344 384">〔省略〕</p> <p data-bbox="1220 432 1290 461">(投稿)</p> <p data-bbox="1178 472 2112 619">第3条 論叢は、本学の各学系、教職大学院、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構の専任教員、<u>特任教員及び特命教員</u>の論文を掲載する。ただし、未発表のものに限る。</p> <p data-bbox="1272 667 1344 695">〔省略〕</p>